

## 指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第1号の規定により公示する。

令和5年11月27日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		指定年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第426号	一宮設備機工	長生郡一宮町 一宮13番地14	進士 豊	一宮設備機工	長生郡一宮町 一宮13番地14	令和5年10月10日 (令和10年10月9日)
指定第428号	住まいる パートナー	成田市成井 417番地15	一色 優仁	住まいる パートナー	成田市成井 417番地15	令和5年10月17日 (令和10年10月16日)